

学校法人移行後の適切な管理運営を確保するための仕組みについて

H23. 3

1. 沖縄科学技術大学院大学学園（以下「学園」という。）の性格及び特色

- ✓ 沖縄において世界最高水準の教育研究を行うことにより、①沖縄の振興と自立的発展、②世界の科学技術の向上、に資することという政策目的を達成するため、沖縄科学技術大学院大学学園法（以下「学園法」という。）に基づき、国が財政支援を行う特別な学校法人。私立学校法に規定する学校法人。（＝国立大学法人や独立行政法人ではない。）
- ✓ 他方、上記の政策目的達成のため、①国から拠出を受け、②（当面）国から特別な財政的支援（※）を受ける。

※ 通常の私学助成とは異なり沖縄振興の観点から行われるもの。

⇒ 以上の学園の性格及び特色を踏まえ、学園の適切な管理運営を確保し、国から支出される予算が大学院大学の政策目的の実現に向け使われることを担保するためにどのような仕組みが必要か？・・・（検討の視点①）

2. 沖縄科学技術大学院大学学園法上の仕組み（主なもの）

（1）学園の事業計画に関するもの

○ 事業計画に関する内閣府の関与

- ・ 事業年度開始前に学園の事業計画につき内閣総理大臣の認可が必要。

（通常の私学では、認可の必要なし。）

※ 事業計画は沖縄の振興及び自立的発展に配慮されたものであることが必要（学園法9条2項）。

（2）学園の組織・人事等に関するもの

○ 監事の独立性の強化

- ・ 学園の監事の選任に内閣総理大臣の認可が必要。

（通常の私学では、評議員会の同意を得て、理事長が選任。認可の必要なし。）

○ 理事会の独立性・監視機能の強化

- ・ 理事長と理事会議長の兼務を任意に。

（ // 理事長と理事会議長の兼務を法定。）

- ・ 外部理事を理事全体の過半数以上に。

（ // 外部理事は1名以上。）

⇒ 管理運営に関する仕組みとして、内閣総理大臣による事業計画の認可に特色。国から支出される予算が政策目的の達成に向け、適正に使用されるよう、内閣総理大臣による事業計画の認可をどのように活用するべきか？・・・（検討の視点②）

※ なお、この他にも学園は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく情報公開の義務（法人文書の開示義務、情報提供義務等）や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく義務（補助事業等の遂行義務、各種報告義務等）等による規制を受ける。

（参考）

○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）
（抄）

〔講ずべき措置〕 学校法人移行後における適切な管理・運営のための仕組みの検討

〔具体的内容〕平成 23 年度中に私立学校法に基づく学校法人への移行を目指しているところ、移行後における関係法令に基づいた適正な管理・運営を担保するための具体的な仕組みとして、例えば以下の事項について、学園に対する経費補助の前提となる事業計画への記載を求め、内閣府においてその取組状況を確認すること等を早急に検討する。

- ・ 適正な管理・運営のために学園が採るべき措置
- ・ 定期的な連絡会議の開催等、内閣府との連携の確保に関する措置

○「沖縄科学技術大学院大学の開学時の姿」（独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構第 2 期中期目標別紙）（抄）

5. 法人の経営

国により財政支援及び資産の拠出を受けることも踏まえ、法人の業務運営について関係法令に基づき積極的な情報提供を行い、高い透明性を確保し、税金の効率的・効果的な使用について、国民に対する説明責任が果たされるよう努める。

毎会計年度、理事会が決定し主務大臣が認可する事業計画に基づき事業を実施する。事業の実施状況については、自主的に点検・評価を行うとともに、主務大臣に報告するものとする。主務大臣においては、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ、実施状況の確認・評価を行う。

○「沖縄科学技術大学院大学の開学に向けた取組の推進について」（平成 20 年 12 月 19 日関係閣僚申し合せ）（抄）

2. 大学院大学の設置主体の在り方については、以下のとおりとする。

（4）法人の業務運営について、高い透明性が確保され、国民に対する説明責任が果たされる仕組みを設ける。新法人の業務については、上記（3）に示した国による財政支援の目的も踏まえ、事前・事後において、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ確認・評価を行う。その際、大学院大学の教育研究の特性に配慮する。

論点メモ

(検討の視点)

- 1) 学園の性格及び特色を踏まえ、学園の適切な管理運営を確保し、国から支出される予算が大学院大学の政策目的の実現に向け使われることを担保するためにどのような仕組みが必要か？
- 2) 国から支出される予算が政策目的の達成に向け、適正に使用されるよう、内閣総理大臣による事業計画の認可をどのように活用すべきか？

論点1) 学園の適切な管理運営を確保し、大学院大学の設置目的（①沖縄の振興と自立的発展，②世界の科学技術の発展，への寄与）を達成するために、事業計画に如何なる事項の記載を求めるべきか？

※ 学園法9条1項により、事業計画に記載すべき事項及び認可に関する手続きは、内閣府令（内閣総理大臣が制定）により定められることとされている。

（参考1）独立行政法人の中期目標に記載する事項：①業務運営の効率化，②業務の質の向上，③財務内容の改善，に関する事項等

（参考2）国立大学法人の中期目標に記載する事項：①教育研究の質の向上，②業務運営の改善及び効率化，③財務内容の改善，④教育・研究及び組織・運営の状況の自己点検・評価及びその状況の情報提供，に関する事項等

論点2) 大学院大学の設置目的の達成に向け、事業計画の認可をどのように活用すべきか？

○ PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（点検・評価）-Act（改善））サイクルにおいて、事業計画の認可をどのように位置付けるか？

○ 事業年度の途中・事業年度の終了時に、事業計画の達成状況をどのように確認するのか？

論点3) 事業計画の達成状況の確認及び実施の促進するため、学園と内閣府の連携をどのように確保すべきか？

（参考3）学園法13条 学園は、沖縄科学技術大学院大学の運営に当たっては、国及び関係する沖縄の地方公共団体と密接な連携を図らなければならない。

（参考4）昨年5月以降、沖縄機構と内閣府との間で概ね1月に1度連絡協議会を開催。